

東農健発第55号
令和5年5月26日

事業主 各位

東京都農林漁業団体健康保険組合
理事長 城田 恆良
(公 印 省 略)

資格取得届及び被扶養者異動届への個人番号記載について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、本年4月1日よりオンライン資格確認の導入が全国の保健医療機関・薬局に原則義務化されたことにより、健康保険組合等による迅速かつ正確なデータ登録の更なる徹底を図ることが求められております。

上記の観点から、令和5年5月23日保保発0523第2号、厚生労働省保険局保険課長等連名通知により発出されている「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」の一部改正により「資格取得届及び被扶養者異動届（以下、「資格取得届等」という。）については、当該届出に個人番号が記載されている場合に届出を受け付けること」と、個人番号の取得等に係る取扱いが明確化されました。

よって、令和5年6月1日以降の新規加入者に係る資格取得届等に個人番号の記入がない場合は、受け付けすることができなくなりますので必ずご記入の上、提出をお願いいたします。